

第1章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

第1節 計画の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定により、市町村はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

また、環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針（平成25年6月）」（以下、「策定指針」といいます。）では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において定めるべき事項が示されています。

さらに、策定指針において、一般廃棄物処理基本計画は目標年度を概ね10年から15年先として、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適切であるとされています。

南但広域行政事務組合（以下、「本組合」といいます。）では、平成19年に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「現計画」といいます。）、「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、本組合及び組合構成市（養父市及び朝来市）において、ごみの減量化や資源化、適正処理に努めてきました。

こうしたなか、現計画の策定から7年が経過し、現計画の中間目標年度である平成26年度を迎えたことに加え、平成25年3月には新たな施設として南但クリーンセンターが完成したことなど、現計画の諸条件が著しく変化しています。

これらの状況を踏まえ、本組合では新たな一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）を策定することとします。

第2節 計画の位置付け

市町村等は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、その区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

本計画は、長期的・総合的な視点でごみ処理の推進及び減量化を図るため、以下の関係法令、諸計画との調和を保ったものとしします。

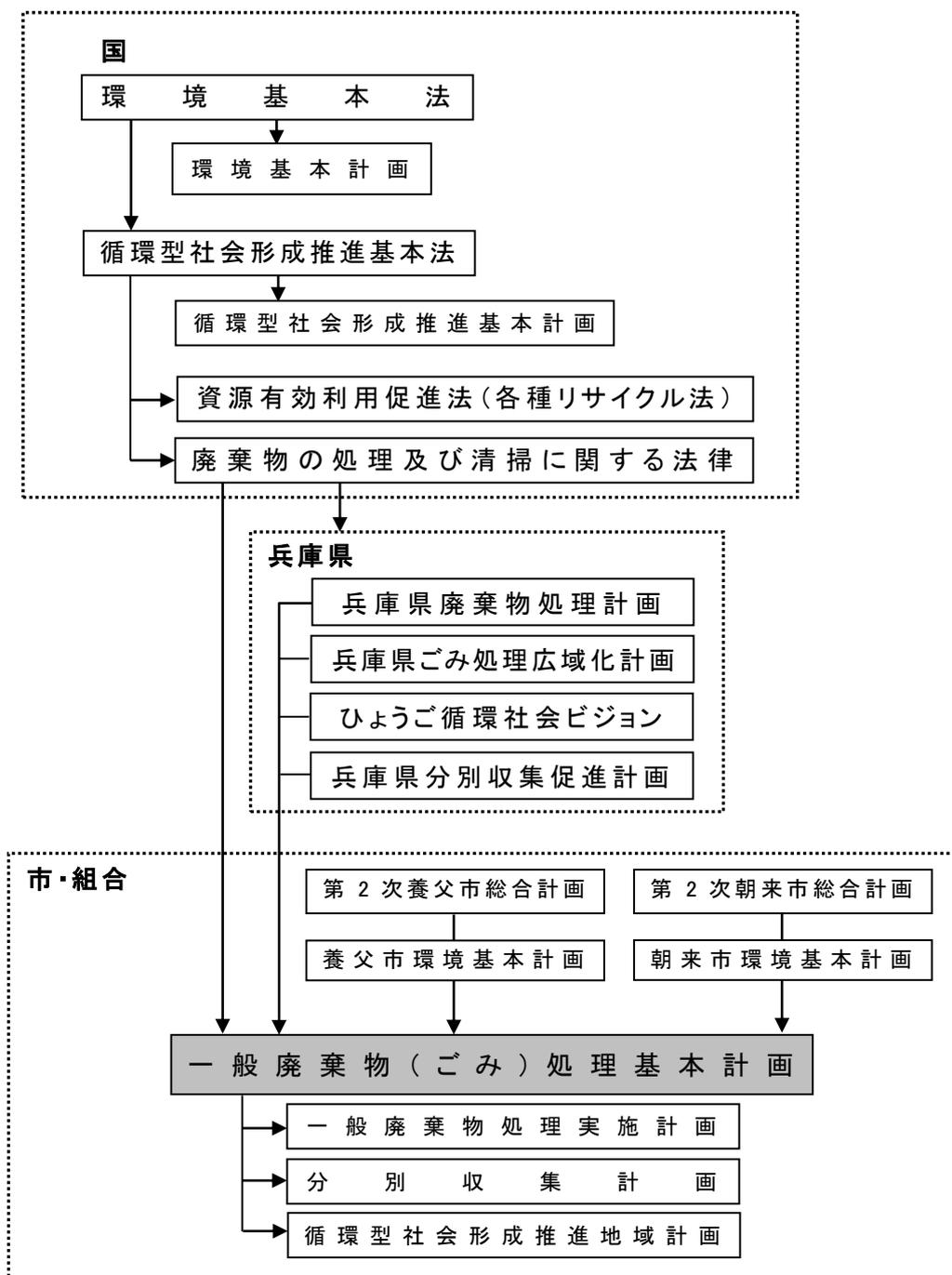


図 1-2-1 本計画の位置付け